

島根県報

第一、五二八号
平成十五年十二月五日
(金曜日)

規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

告 示

新たに生じた土地の確認及びび字の区域の変更

生活保護法の規定による介護機関の指定

平成十五年度准看護師試験の実施

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正

保安林予定森林

解除予定保安林

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正

島根県漁業経営維持安定資金利子補給実施要綱の一部改正

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る変更の届出

地籍調査の成果の認証

道路の区域の変更

道路の供用開始

目 次

(建築住宅課) 一

(市町村課) 一

(健康福祉総務課) 二

(医療対策課) 二

(農業経営課) 三

(森林整備課) 三

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

(水産課) 四

正 誤

平成十五年度クリーニング師試験の合格者
(薬事衛生課) 一〇
都市計画変更の図書の縦覧
(都市計画課) 一〇
開発行為に関する工事の完了(二件)
(警 察 本 部) 一〇
短靴の購入に係る一般競争入札の実施
平成十五年十一月二十一日付け島根県報第一、五二四(用地対策課) 二二
号中

公布された条例等のあらまし

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第一〇四号)
島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成十六年一月一日とすることとした。

規 則

告 示

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信義

島根県規則第四百号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例(平成十五年島根県条例第六十号)の施行期日は、平成十六年一月一日とする。

告 示

告 示

島根県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により都万村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

新たに土地が生じた場所 隠岐郡都万村大字津戸一三〇三番地四地先の 公有水面埋立地	面 積 一、九一〇・五五平 方メートル	編入先の字 大字津戸字小 畑
--	---------------------------	----------------------

（ただし、右地番は、平成十五年五月一日現在のものである。）

島根県告示第十号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
名称 社会福祉法人 出雲南福祉会	主たる事務所の所在地 出雲市大津町三六二番地一	名称 老人デイサービス 寿生の丘	所在地 出雲市大津町三六二番地一 五
医療法人 壽生会	出雲市大津町三六二七番地八	介護老人保健施設 寿生苑	出雲市大津町三六二七番地八 平成十五年十一月十日
	通所介護 通所リハビリテーション		

島根県告示第十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、平成十五年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 試験日

平成十六年二月十九日（木）

1 新カリキュラム試験 午後一時三十分～午後四時まで

二 受験場所

松江市殿町百五十八番地 島根県民会館

浜田市片庭町二百五十四番地 浜田合同庁舎

三 試験科目

1 新カリキュラム

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

2 旧カリキュラム

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護

成人看護、老人看護、母子看護
四 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二条の規定に該当する者

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添え、島根県松江市殿町一番地島根県健康福祉部医療対策課へ直接又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、受験者は受験願書記載にあたり、受験地欄で希望する受験地の番号を選び、で困むこと。

1 受験票

2 修業証明書又は卒業証明書（出願時において、修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、平成十六年三月八日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

3 写真（出願前六か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦六センチメートル、横四センチメートルのものを受験票の所定欄にはり付けること。「スピード写真」を使用しないこと。）

六 受験願書提出期間

平成十六年一月五日（月）から一月十四日（水）まで（郵送の場合は一月十四日の消印のあるものまでを有効とする。）

七 受験手数料

六千九百円（島根県収入証紙で納付すること。）

八 合格発表

平成十六年三月十六日（火）午前九時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、島根県報に登載する。

九 その他

1 受験願書用の紙は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。

郵送希望の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、百四十四分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、請求すること。

2 受験についての詳細は、島根県健康福祉部医療対策課（電話〇八五二 二二二 五二五二）へ問い合わせること。

島根県告示第千十三号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成十五年島根県告示第七百八十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信義

第一条中、「農外企業」の下に「又は農外企業が新たに業として農業を営むために設立した会社（以下「農外企業等」という。）」を加える。

別表貸付対象者の欄及び備考一中「農外企業」を「農外企業等」に改める。

附 則

この告示は、平成十五年十二月五日から施行する。

島根県告示第千十四号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡多伎町大字小田一六三四の一、一六三五の一、一六三七、一六三七の一、一六三九、一六三九の一、一六三九の二、一六四〇、一六四〇の一、一六四五の一から一六四五の三まで、一六四五の五、一六四六の一、一六四八、一六四八の一、一六四九、一六五〇の一から一六五〇の三まで、一六五二の二、一六五四の一、一六五四の三、一六五四の五から一六五四の七まで、二二〇一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第十五号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 出雲市芦渡町字廻田二四三七の二、二四三七の一七
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 - 指定理由の消滅

島根県告示第十六号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信義

別表第二中

年一・一五パーセント
年〇・九五パーセント
年一・一五パーセント
年一・一五パーセント
年〇・九五パーセント

を

年一・二パーセント
年一・〇パーセント
年一・二パーセント
年一・二パーセント
年一・〇パーセント

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十二月五日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第十七号

島根県漁業近代化資金等利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信義

別表中

年一・五パーセント以内
年一・六パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・五パーセント以内

を

年一・七パーセント以内
年一・七五パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十二月五日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第千十八号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・五パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十二月五日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第千十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デパートパラオ 島根県出雲市今市町二五九番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉庸善 島根県出雲市今市町二五九番地
協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 坂根直樹 島根県出雲市今市町二五九番地

也

3 変更しようとする事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
（変更前）午後十時 （変更後）午後十一時
- (二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
（変更前）午前八時から午後十時三十分 （変更後）午前八時から翌午前零時十五分
- 4 変更の年月日
平成十五年十二月六日
- 二 届出年月日 平成十五年十一月二十一日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 出雲市商工振興課（出雲市今市町一〇九番地一）
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- 1 意見書の提出先
松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課
- 2 意見書に記載すべき事項
(一) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容
(五) 意見を述べる理由
- 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第千二十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄田信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
五箇村	平成十三、十五年	地籍図	地籍簿	小路・苗代田	平成十五年十一月二十日
大田市	平成十四、十五年	五十八枚	三冊	大田	平成十五年十一月二十日

島根県告示第千二十一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道の区間		道の幅員		管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
		区	間	後	前		
一般国道	三百七十五号	邑智郡邑智町大字湯抱一九一番三地先から同大字四八二番九地先まで		後 一〇・〇〇	前 六・〇〇	メートル	道路改良工事 拡幅
"	四百三十一号	松江市西長江町二番八地先から同町一一八八番一地先まで		後 九・五〇	前 八・八〇	メートル	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置
				後 二四・〇〇	前 六・〇〇	メートル	
				後 一五・六〇	前 八・八〇	メートル	
				後 一五・六〇	前 一五・六〇	メートル	
				後 一一五・〇〇	前 一一五・〇〇	メートル	
				後 一一五・〇〇	前 一一五・〇〇	メートル	
				後 一一五・〇〇	前 一一五・〇〇	メートル	
				後 一一五・〇〇	前 一一五・〇〇	メートル	

		"		"		"		県					
		"		"		"		道					
		斐川出雲大社線		吉田頓原線		安来木次線		広瀬荒島線					
大田市三瓶町多根字門ノ前下タイ二二二番地先		簸川郡大社町大字入南字浜根一三〇九番四地先から同大字砂山一四九七番一地先まで		飯石郡吉田村大字民谷九四六番四地先から同大字七七五番一地先まで		飯石郡吉田村大字民谷九四六番四地先から同地番先まで		安来市西赤江町三〇四番一地先から同町三三八番五地先まで					
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
			B	B	A		B	B	A				
九・〇〇	一二・六〇 一三・六〇	一〇・二〇 一二・四〇	一七・〇〇 三四・〇〇	一七・〇〇 二六・〇〇	四・五〇 一五・〇〇	二二・五〇 二九・〇〇	二六・〇〇 二九・〇〇	二二・〇〇 二七・〇〇	二二・〇〇 二七・〇〇	五・〇〇 一七・〇〇	七・〇〇	一一・二〇	一一・二〇
二四・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	九六・五〇	九六・五〇	九八・〇〇	一四・〇〇	一四・〇〇	一五三・〇〇	一五三・〇〇	一五六・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇
	出雲土木建築事務所					木次土木建築事務所					広瀬土木事務所		
"	拡幅	"	ダブルウェイ解消	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消	"	拡幅	"	町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ解消	"	仮設道設置	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。ダブルウェイ

島根県告示第十二十二号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十五年十二月五日
島根県知事 澄 田 信 義

字殿居ノ前六二六番一地先まで	後	一六・〇〇〇 一八・〇〇〇	一三八・〇〇〇	拡幅
----------------	---	------------------	---------	----

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	四百三十一号	松江市西長江町二番八地先から同町一八八番一地先まで	二二九・五〇メートル	平成十五年十二月十一日	松江土木建築事務所	
"	二百六十一号	邑智郡桜江町大字谷住郷一七一三番一地先から同大字二〇七三番六地先まで	四四五・〇〇	平成十五年十二月五日	川本土木建築事務所	
"	百八十七号	鹿足郡六日市町大字真田字協和田二番一地先から同字六二番三地先で	五四〇・〇〇	"	津和野土木事務所	
県道	上久野大東線	大原郡大東町大字金成四五六番一地先から同字一三四番一地先まで	三八八・〇〇	"	木次土木建築事務所	
"	印賀横田線	仁多郡横田町大字大呂一〇五八番三地先から同大字一〇五六番一地先まで	一九〇・〇〇	"	仁多土木事務所	
"	木次横田線	仁多郡仁多町大字上三所三九五番四地先から同大字一八一九番地先まで	一六〇・〇〇	"	"	
"	斐川出雲大社線	簸川郡大社町大字入南字浜根六二七番一地先から同大字砂山一四九七番一地先まで	六三九・〇〇	"	出雲土木建築事務所	
"	"	簸川郡斐川町大字富村七一六番地先から同大字八一二番一地先まで	一七二・〇〇	"	"	
"	大社日御碕線	簸川郡大社町大字中荒木一八五二番一地先から同大字二六一七番四五地先まで	五二〇・〇〇	"	"	

〃	大田井田江津線	江津市後地町三二七九番地先から同町二四二〇番地先まで	三三三・〇〇	〃	浜田土木建築事務所
〃	隠岐空港線	隠岐郡西郷町大字今津字後山八三八番地先から同大字字小浜谷一一二八番七地先まで	四二〇・〇〇	平成十五年十二月二十五日	隠岐支庁

公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により平成十五年十一月六日に実施した平成十五年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

二、九、十

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画法の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月五日

- 一 都市計画の種類
松江圏都市計画公園
- 二 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県知事 澄 田 信 義

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 開発区域
安来市下吉田町字前田五三番一〇
面積 二一〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市下吉田町四六四番地
正福寺集落代表 林 章一

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月五日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 開発区域
安来市大塚町字川西六九〇番一 外一筆
面積 六五八・四七平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松江市西川津町三〇一七番地一
岩田剛史

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年十二月五日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

一 入札の内容

- (1) 入札の件名
短靴の購入

- (2) 入札案件の仕様及び数量等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

平成十六年二月二十七日(金)

- (4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

- (5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

二 入札参加資格

- (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条の規定により資格を認定され、営業品目表に掲げる「大分類十二雑類 中分類⑤皮革」に登録されたものであること。

- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

三 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇 八五〇一 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(〇八五二)二六〇一一〇 内線二二三五〜二二三六

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年十二月五日から十二月十一日までの間(土日、休日を除く)、上記(1)の

場所において交付する。(交付時間は午前九時から午後五時までとする)

- (3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年十二月十五日(月) 十三時三十分から

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

- (4) 開札の日時及び場所

即時 開札

四 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

支出予定相当額の百分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和三十

九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

支出予定相当額の百分の十以上を納付すること。ただし島根県会計規則第六十九条

の二各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提

出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し、説明を求められた

場合は、それに応じなければならない。

五 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第

六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

六 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格

をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

七 その他

詳細は入札説明書による。

毎週火・金曜日発行

正 誤

平成十五年十一月二十一日付け島根県報第一、五二四号中に誤りがあつたので次のよう
に訂正する。

ページ	段	行	誤	正
四	下	終わりから一	島根県告示第九百八十 二号	島根県告示第九百八十 三号

平成十五年十二月五日印刷
平成十五年十二月五日発行

発行者 島 根 県

発行所
松江学殿町南
松江陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)